

国立民族学博物館・博物館活動倫理指針

前文

国立民族学博物館（以下「本館」という。）は、世界の諸民族の社会と文化に関する有形、無形の資料及び情報（以下「資料」という。）を収集・提供し、諸民族についての認識と理解を深めるための博物館としての使命を担う。この使命を果たすため、博物館活動に携わる者が常に自覚し、遵守すべき倫理的な指針として「国立民族学博物館・博物館活動倫理指針」を制定する。本館の研究教育職員、本館で研究活動に従事する教員及び学生等（以下「研究者」という。）、本館で事務又は技術に関する業務に従事する職員（以下「職員」という。）は、本館の博物館活動に従事するにあたり「大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員倫理規程」のほか、本館が加盟する ICOM（国際博物館会議）の「ICOM 職業倫理規程」の精神に則って定められる本指針を遵守し、文化人類学・民族学の研究の成果を蓄積、公開する博物館としての使命を全うしなければならない。

（国立民族学博物館の使命と責任）

第1条 本館は、文化人類学・民族学とその関連諸分野の研究の成果に基づき、資料の収集、保存、管理、公開をおこない、諸民族の社会と文化のさまざまな側面を保護するとともに、諸民族についての認識と理解を深める使命と責任をもつ。また、収集、保存、管理する資料は、その資料に関わる個人や団体の諸権利に充分留意しつつ、原則として広く一般に公開する。

（収集）

第2条 本館は、文化、学術、自然遺産の保存と活用を図り、さらに将来への継承に貢献することを目的として収集をおこなう。収集した資料は、公的遺産であり、さまざまな利用に供するための学術情報を付与しながら、適切に管理される。

2 資料の収集は、購入、映像や音響の記録等の取材、また寄贈、寄託、遺贈又は交換（以下「購入等」という。）によっておこなう。資料の購入等は、それによって資料に対する有効な権利が本館に生ずることを、もとの所有者又は使用者（個人、団体を含む。）が納得した上でおこなわなければならない。また、研究者及び職員は、資料の収集時にある国において有効であった所有権等の法的な権利が、社会的規範や文化的慣習等に照らして、必ずしも有効な権利とはならないことを認識しておかななければならない。

3 本館に購入等の要請があった資料は、その原産国もしくは適法に所有されていた中継

国（博物館の所在国も含む。）から違法に取得もしくは輸入されたものではないことを確認した上で購入等をおこなわなければならない。また、収集にあたっては、資料の歴史的・文化的な背景や、製作技術、又は使用者や使用方法などの基本情報について明らかにするよう努める。

- 4 研究者及び職員は、有形の資料の収集にあたっては、その資料が取得された際に、当該資料の一部、もしくは当該資料が存在していた場所に対して、無認可の、又は非学術的な、もしくは意図的な破壊や損傷が伴っていたという事実が明らかな場合は、当該資料を収集してはならない。また、収集資料が発見された際に、土地の所有者及び占有者への通知、又は、適当な法的手続きもしくは行政の責任機関への通知がなされていない場合は、その収集をおこなってはならない。
- 5 宗教や信仰など文化的な配慮を要する資料は、それに対する十分な敬意が払われ、かつ安全に所蔵される保存環境を整えた上で収集するものとする。
- 6 生物標本を収集するにあたっては、それらが生息していた自然環境や社会環境、及び地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護又は自然史資料の保存に関する法律又は条約に準じて収集しなければならない。またこれらの法律又は条約に違反して第三者が取得した資料を収集してはならない。
- 7 現地で資料の収集をおこなう場合は、学問上の規律、現地において適用される法律及び国際法ならびに条約に準じ収集しなければならない。また、資料の収集に伴うフィールドワークを含む現地調査は、地域住民の意見や、文化及び環境の資源、ならびに文化・自然遺産の価値を高める活動に対し、配慮しなくてはならない。
- 8 収集の対象となる資料が現代の地域社会もしくは地域社会の遺産とかかわっている場合、所有者や資料の情報提供者に誠実に学術情報を提供した上で、相互の了承に基づいて収集をおこなわなければならない。その際、関与する地域社会の要望を尊重する。
- 9 資料を収集するにあたっては、研究上の関心を共有し収集活動をおこなう博物館及び研究機関同士の協力及び協議の場を積極的に設けるように努める。

（保存と管理）

第3条 資料の保存と管理にあたっては、資料自体と適正に記録された資料情報を、適切に利用できるよう保存・管理するとともに、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に伝えるよう努める。

- 2 宗教や信仰など文化的な配慮を要する資料を保存・管理する場合は、それらの資料が帰属していた地域社会、又は民族集団もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で保存・管理するよう努める。
- 3 資料の保存と管理にあたっては、基本的な資料情報について、本館で運用しているシステムの入力項目の基準にしたがってデータ化をおこなうものとする。また、これらのデータは、情報セキュリティを十分に確保し、本館の研究者及び職員、その他の正当な利用者が情報を得るためのシステムと連携するものとする。
- 4 資料を安全に保存・管理するため、研究者及び職員は、資料を取扱うすべての業務において最大限の注意を払わなければならない。また、収蔵資料の防災・減災対策を実施するとともに、災害に対して細やかな注意を常に払わなければならない。
- 5 資料の保存と管理にあたっては、収蔵中、展示中、もしくは輸送中であるときも、資料の適切な保存環境を整え、これを維持しなければならない。
- 6 資料の保存修復にあたっては、日常業務のなかで常に資料の状態を注意深く観察し、実施の見極めをおこなうものとする。保存修復の主な目的は、資料の状態の安定化である。また、資料の保存修復の際は、できるだけ可逆的な材料を用いるとともに、すべての変更箇所は、資料の原品部分と明確に識別可能にしなければならない。そして、これらの保存修復の内容はすべて報告書に記載し、保管しなければならない。
- 7 収蔵資料を廃棄する場合は、国立民族学博物館民族学資料廃棄規定に準ずるとともに、関連法令もしくはその他の社会的・慣習的要件及び手順を遵守しなければならない。

(研究)

第4条 本館でおこなう資料の研究は、本館が定める国立民族学博物館研究倫理指針に基づいた研究活動でなければならない。

- 2 有形の資料を用いた研究に破壊分析の手法を用いるときは、分析された資料、分析の結果及びそこから生じた研究成果（出版物を含む。）は、資料情報の一部として取扱うとともに公開の対象としなければならない。
- 3 宗教や信仰など文化的な配慮を要する資料を研究する場合は、それら資料が帰属する地域社会、又は民族集団もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で研究をおこなう。

- 4 本館で資料を用いた研究をおこなうにあたっては、その資料に対するあらゆる権利に留意するとともに、国立民族学博物館民族学資料利用規則を遵守しなければならない。
- 5 本館の資料を用いた研究成果は、関連する研究分野のコミュニティとの間で共有するよう努める。また、研究をおこなうにあたり、情報を提供した人びとに対して敬意をはらうと同時に、他の人びとに役立つ可能性のある技術及び経験を提供しなければならない。
- 6 本館の資料を用いた研究で得られた知識及び収蔵品の情報は、原産地である国もしくは地域社会の博物館及び文化機関との共有を目指す。また、資料を用いた研究を通じて、文化遺産の重要な部分を失った国もしくは地域の博物館及び研究機関とのパートナーシップを築く可能性を模索するよう努める。

(公開)

- 第5条 本館の博物館機能には、研究者コミュニティへの貢献と一般の人びとを対象とした教育的役割があり、展示、インターネットによる公衆送信など（以下、「展示等」という）の手法を用いて、研究成果を社会一般に幅広く公開する義務がある。
- 2 本館がおこなう展示等による公開は、本館の使命、方針及び目的にしたがっておこなう。その際、学術的情報を損ねることなく、かつ適切な保存と管理が充分担保されていない。
 - 3 展示等による公開の際に提示する情報は、十分な根拠があり、かつ正確であり、関連する団体や信仰に対して適切に配慮したものでなければならない。また、本館で公開される情報は、本館の研究水準を損なうものであってはならない。
 - 4 宗教や信仰など文化的な配慮を要する資料を展示等によって公開する場合、資料が帰属していた地域社会、又は民族集団もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で公開するよう努める。また、すべての人びとがもつ尊厳に対する深い察知と尊敬をこめて展示等をおこなうものとする。
 - 5 宗教や信仰など文化的な配慮を要する資料を展示等による公開から撤去するよう、これらの資料が帰属していた地域社会、又は民族集団もしくは宗教的団体から要求されたときは、尊敬と共感の念をもって迅速に対応するものとする。
 - 6 展示等による公開において、資料の模造、複製、複写をおこなう際は、原品の完全な形を尊重する。また、模造、複製、複写により作製された資料にはその旨を明示しなければ

ならない。

- 7 本館が収集した資料に関するインターネットを通じた学術情報の公開は、「国立民族学博物館 インターネットによる学術情報公開のための指針」に基づいて行う。

(ソース・コミュニティとの関係)

第6条 資料を収集する際に、対象となる人びとや地域社会といったソース・コミュニティの要望を最重要視し、本館とソース・コミュニティとの相互の了承に基づいておこなうものとする。また、収集した資料の展示等による公開は、対象となるソース・コミュニティの尊厳、伝統、文化を尊重しておこなわなければならない。

- 2 本館は資料の収集対象となったソース・コミュニティの博物館及び文化機関と、研究で得られた知識及び収蔵品の情報の共有に努めなければならない。
- 3 本館の所蔵資料に対して、ソース・コミュニティから返還の要望が出された際には、すみやかに対応する。また、話し合いの場を持つ場合には、科学的、法的また人道的な原則と、ソース・コミュニティの慣習ならびに要望に基づき、公平におこなわなければならない。
- 4 原産国もしくはその国民から、国際及び国の協定の原則に違反して輸出又は譲渡された資料、また、当該国又は国民の文化又は自然遺産の一部であることを示すことができるような資料について返還を求められた際は、第6条3項と同様の対応をとらなければならない。

(法令等の遵守)

第7条 研究者及び職員は、博物館活動に関して国際的に認められた規範、規約及び条約等、また、国内の法令、指針等及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構ならびに本館の諸規程はもとより、博物館活動の対象となる国又は国家に準ずる地域の法令や規程、関連する学協会の倫理規程等を遵守し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。

附 則 この指針は、令和2年11月24日から施行する。